

PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

平成 15 年 12 月 24 日

各 位

12月社長記者会見

1. 売買停止期間の見直しについて

<資料1 参照>

2. 四半期財務情報の開示の充実に関する適時開示制度の見直しについて

<資料2 参照>

3. 名証IRエキスポ inTOKYOの開催結果について

<資料3 参照>

以 上

売買停止期間の見直しについて

平成15年12月24日
株式会社名古屋証券取引所

項目	内容	備考
1. 改正趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所では、<u>従来、会社情報に係る売買停止を行った場合は、発行者が当該情報の発表を行った場合でも終日売買停止としていたが、平成10年7月には発行者による発表後90分、平成11年12月に60分と短縮するなど、情報通信インフラの普及等の外部環境の変化等を踏まえながら、適宜、売買停止期間の見直しを行ってきた。</u> ・ <u>ただし、その後の証券市場をめぐる外部環境をみると、インターネット等の更なる普及等により、市場参加者の情報入手の迅速性・容易性は格段に向上し、迅速な取引機会の提供へのニーズが高まっているところである。また、今般のインサイダー取引規制の見直しにより、上場会社が開示を行った場合は、直ちに証券取引所等のホームページで当該情報を入手可能となる予定である。</u> ・ <u>当取引所では、このような外部環境の変化や市場参加者のニーズに対応するため、売買停止期間の見直しを行うこととする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年2月施行予定
2. 現行制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所では、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報内容が不明確である場合又は当該情報を周知させる必要がある場合には、売買停止を行っている。 ・ 売買停止期間は、発行者が当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを当取引所が確認した後 60分経過した時までとしている。 ・ ただし、監理ポスト割当ての場合は当該ポスト変更に係る決定が発表された後 60分経過した時までとしている。(なお、整理ポスト割当てを決定した場合は、当該決定日は終日売買停止している。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙参照

売買停止制度の改正概要

売買停止となるケース	売買停止の運用の流れ
1. 会社発表による売買停止 (情報周知のための売買停止)	 <p>会社による発表</p> <p>売買可能 売買停止 売買再開</p> <p>現行 60分 (改正後 30分)</p>
2. 新聞等報道による売買停止 (不明確情報による売買停止)	 <p>新聞等による報道 会社による発表</p> <p>売買可能 売買停止 売買停止継続 売買再開</p> <p>現行 60分 (改正後 30分)</p>
3. 売買停止後、監理ポスト割当が発表された場合	 <p>会社による発表 監理ポスト割当発表</p> <p>売買可能 売買停止 売買停止継続 売買再開</p> <p>現行 60分 (改正後 30分)</p>
4. 売買停止後、整理ポスト割当が発表された場合	 <p>会社による発表 整理ポスト割当発表 (終日売買停止)</p> <p>売買可能 売買停止 売買停止継続</p> <p>現行 60分 (改正後 30分)</p>

四半期財務情報の開示の充実に関する適時開示制度の見直し

平成15年12月24日
株式会社名古屋証券取引所

見直しの趣旨

当取引所では、昨今において我が国企業業績が短期間に大きく変動する事例が多く見られることを踏まえ、上場会社の経営成績・財政状態に係る有用な情報がより高い頻度で定期的の開示されることが適当との観点から、平成16年3月期決算に係る第1四半期より「四半期業績の概況」の開示を行うことを求めるなど、上場会社の四半期財務情報の開示の促進に向けた取組みを積極的に進めてきている。

この「四半期業績の概況」の開示は、四半期財務情報の開示の端緒として上場会社に売上高等の開示を求めているものであるが、投資者により有用な情報を提供するとともに、国際比較の観点から遜色のない四半期財務情報の開示制度を構築するため、より詳細な「四半期財務・業績の概況」の開示を求めることとし、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等について所要の改正を行うこととする。

見直しの概要

項 目	内 容	備 考
四半期財務・業績の概況の開示	・上場会社は、「四半期業績の概況」の開示に代えて、第1四半期及び第3四半期における当該上場会社の企業集団（連結財務諸表非作成会社である場合は、当該上場会社）の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報を含む「四半期財務・業績の概況」を開示しなければならないものとする。	適時開示の実務上、売上高、営業利益、経常利益、四半期（当期）純利益、総資産及び株主資本（純資産）並びに四半期財務情報の作成に当たっての基本的な考え方等の開示を求めることとする。 システム対応や子会社における対応等の必要がある上場会社についての実務上の準備期間を考慮し、施行日以後3年以内に開始する事業年度については、所要の経過措置を設けることとする。 セントレックスの上場会社については、現行どおり。

見直しの時期

平成16年4月1日の施行を目途とし、平成17年3月期決算に係る第1四半期の開示から適用する。

以 上

平成15年12月24日

「名証IRエキスポ in TOKYO」の開催結果について

1. 開催日： 平成15年12月15日(月)～12月19日(金)
2. 場所： (社)日本証券アナリスト協会会議室(東京証券取引所ビル6階)
3. 参加上場企業： 1日3社 合計15社

<参加企業名>

アイホン、ASTI、カーマ、グローバリー、進和、
シーキューブ、太平洋工業、鶴弥、トランコム、トークン、
ニッセイ、富士精工、マルサンアイ、丸順、ユタカフーズ

4. 参加アナリスト： 延べ450名

以上